春日井市の給与・定員管理等について

１　総括

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（令和6年1月1日）	歳　出　額 A	実 質 収 支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 307,473	千円 117,135,077	千円 107,008	千円 17,556,366	% 15.0	% 14.3

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B
令和5年度	人 1,894	千円 6,433,169	千円 1,894,694	千円 2,645,035	千円 10,972,898

(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考)特例市平均 一人当たり給与費
千円 5,794	千円 6,440

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数については、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

（３）ラスパイレス指数の状況

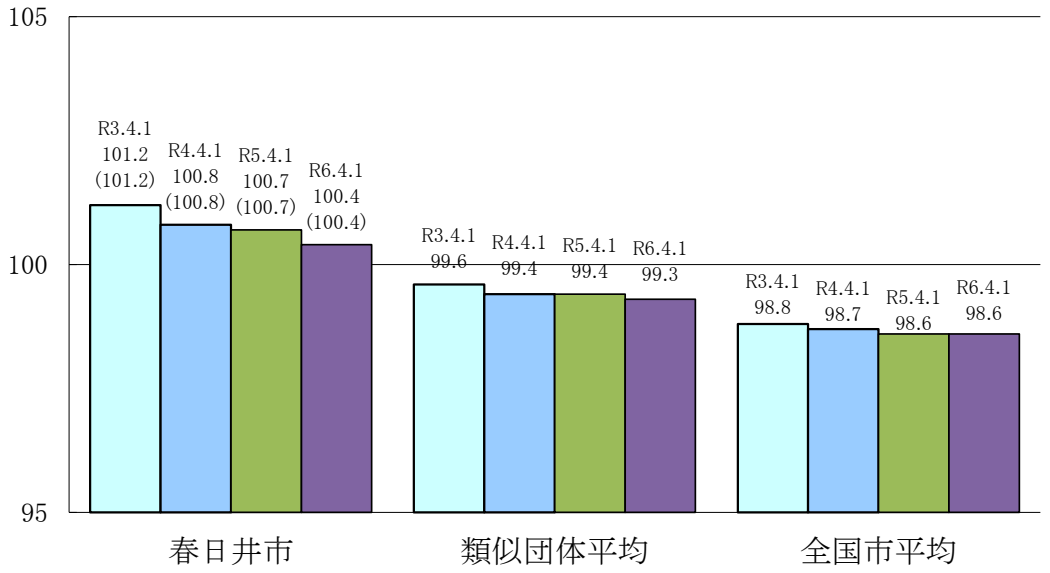

（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

４　ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※　令和５年４月１日のラスパイレス指数が、①３年前に比べ１ポイント以上上昇している場合、②３年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

初任給基準などの相異による。

（４）給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

〔 実施 〕

（給料表の改定実施時期）　平成27年４月１日

（内容）　一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均２％引下げ。
３級以上の級の高位号給は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大４％程度引下げ。
激変緩和のため、３年間（平成30年３月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

（支給割合）　国基準６％に対し、春日井市においても６％を支給。

（実施時期）　平成27年４月１日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年４月１日時点は４％、給与改定後は平成27年４月に遡及し５％、平成28年４月１日から６％を支給。

（参考）

	各年度の支給割合											
	平成26年度	平成27年度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
		４月１日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	３％	４％	５％	６％	６％	６％	６％	６％	６％	６％	６％	６％
春日井市の支給割合	３％	４％	５％	６％	６％	６％	６％	６％	６％	６％	６％	６％

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当を国に準じ導入。単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施。
（平成27年４月１日実施）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平　均　年　齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
春日井市	39.6　歳	311,167　円	411,805　円	353,173　円
愛知県	42.4　歳	321,156　円	410,148　円	362,985　円
国	42.1　歳	323,823　円	―	405,378　円
類似団体	42.1　歳	321,300　円	414,930　円	371,283　円

②技能労務職

区　分	公務員					民　間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A／B
春日井市	52.2 歳	173 人	300,984 円	371,665 円	346,529 円	―	―	―	―
うち清掃職員	49.7 歳	114 人	298,889 円	379,916 円	350,010 円	廃棄物処理業	47.7 歳	314,900 円	1.21
うち用務員	60.4 歳	6 人	293,842 円	321,644 円	315,473 円	用 務 員	49.1 歳	244,800 円	1.31
うち自動車運転手	51.5 歳	2 人	361,000 円	553,131 円	418,360 円	自動車運転手	61.0 歳	256,200 円	2.16
うちその他	56.8 歳	51 人	309,363 円	357,364 円	345,028 円	―	―	―	―
愛知県	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円	―	―	―	―
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	―	330,553 円	―	―	―	―
類似団体	51.8 歳	109 人	321,861 円	385,283 円	359,440 円	―	―	―	―

区　分	参　考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C／D
春 日 井 市	―	―	―
うち清掃職員	5,947,644 円	4,376,300 円	1.36
うち用務員	5,048,896 円	3,297,300 円	1.53
うち自動車運転手	8,625,981 円	3,527,300 円	2.45

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和３年～令和５年の３ヶ年平均）。
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）１　「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（２）職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区　分		春日井市	愛知県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	207,300 円	196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	175,000 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	173,700 円	163,300 円	―
	中 学 卒	159,500 円	150,600 円	―

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	262,569 円	347,143 円	394,431 円	417,123 円
	高 校 卒	246,400 円	327,600 円	347,575 円	384,560 円
技能労務職	高 校 卒	― 円	249,200 円	322,925 円	356,340 円
	中 学 卒	― 円	― 円	― 円	― 円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1　級	主事	人 47	% 5.6	円 162,100	円 249,400
2　級	主事	人 140	% 16.8	円 208,000	円 305,200
3　級	主任	人 233	% 28.0	円 240,900	円 351,000
4　級	統括主任 主査	人 193	% 23.2	円 271,600	円 382,000
5　級	主査 課長補佐	人 66	% 7.9	円 295,400	円 394,000
6　級	課長補佐	人 70	% 8.4	円 323,100	円 411,300
7　級	課長	人 64	% 7.7	円 365,500	円 446,200
8　級	部長	人 15	% 1.8	円 410,300	円 470,000
9　級	部長	人 5	% 0.6	円 459,900	円 528,900

（注）１　春日井市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　（行政職給料表適用職員から、消防職、保育職、税務担当職員等を除いた職員数）
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

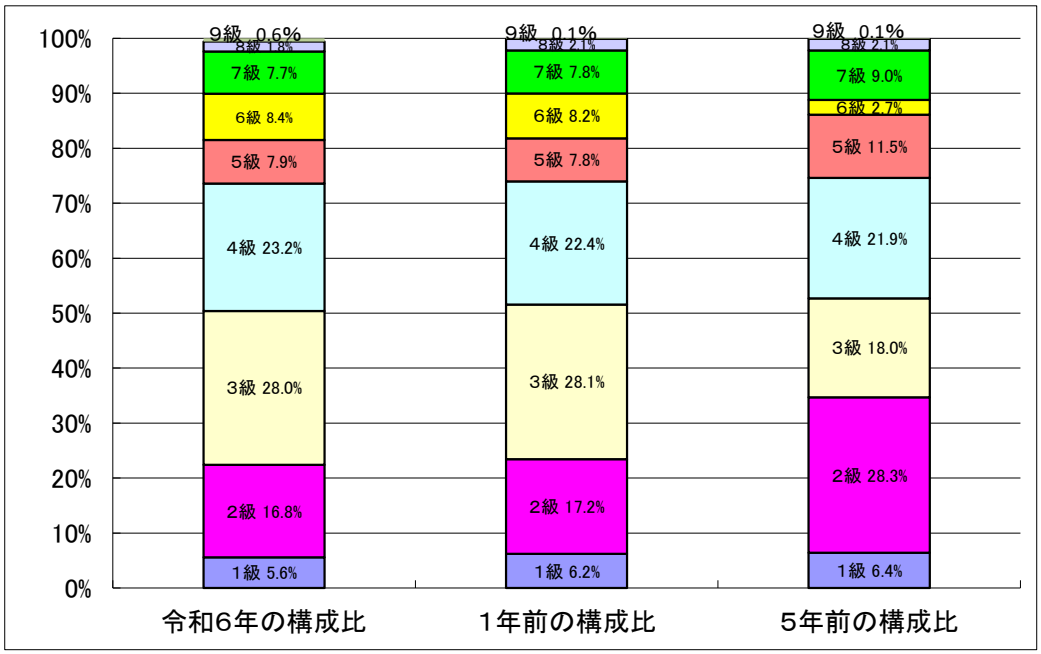

（２）国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和６年４月１日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較（行政職（一））

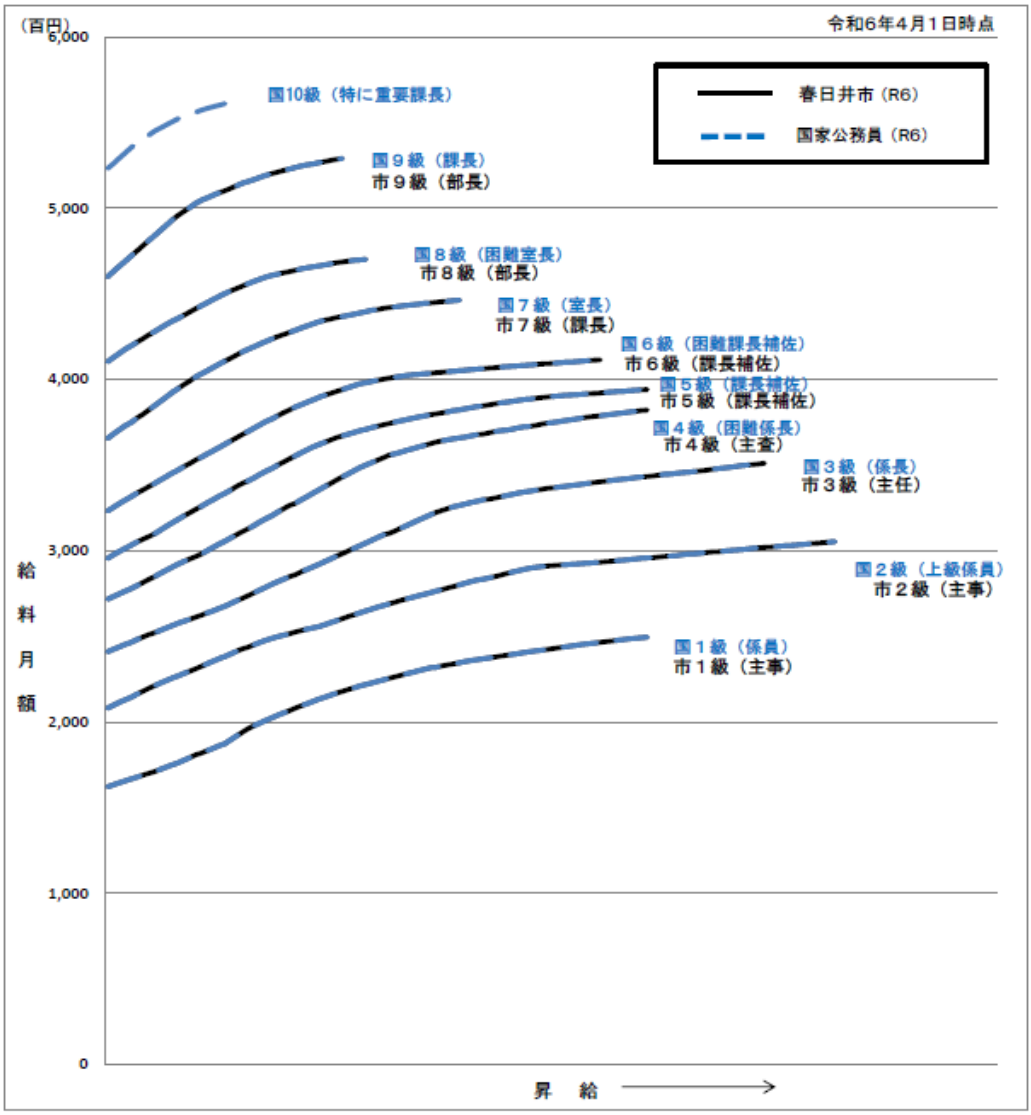

（３）昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（春日井市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分	○	○	○	○
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当

春 日 井 市	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,375 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,784 千円	―
(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45 月分　2.05 月分 (1.375)月分　(0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　3%～20% ・管理職加算　4%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10%～25%

（注）(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(春日井市)

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

（２）退職手当（令和６年４月１日現在）

春 日 井 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2%～20%）			定年前早期退職特例措置（割増率2%～45%）		
1人当たり平均支給額	1,976 千円	16,542 千円			

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。
２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

（３）地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績(令和5年度決算)		409,609 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		212 千円
支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
6 %	1,986 人	6 %

（４）特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和5年度決算）	124,736 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	102,243 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	63.4 %
手当の種類（手当数）	32

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
徴収手当	一般行政職・税務職	出張による市税等の徴収		56 千円	日額 300円
危険手当(1)	消防職	消防職員が消火出動した場合		627 千円	1回 200円
		消防職員が緊急救急又は救助出動した場合		6,471 千円	1回 100円
危険手当(2)	消防職	救急救命士が救急出動し、業務に従事した場合		374 千円	1回 300円
危険手当(3)	一般行政職・消防職・技能労務職	有害物質、危険物、高圧ガス、高圧電気の取扱い		533 千円	日額 150円
危険手当(4)	一般行政職・消防職	高所作業、深所作業に従事		240 千円	日額 180円
危険手当(5)	一般行政職・消防職・技能労務職	交通を遮断せず道路上の現場作業に従事		589 千円	日額 240円
危険手当(6)	一般行政職・消防職・技能労務職	正規の勤務時間外における災害警戒本部又は災害対策業務	屋外での作業を含む業務	11 千円	日額 1,080円 勤務時間の一部もしくは全部が深夜に行われる場合は日額 1,620円
			上記以外の業務	44 千円	日額 710円 勤務時間の一部もしくは全部が深夜に行われる場合は日額 1,065円
		市の区域外における災害対策業務		1,533 千円	日額 2,160円 勤務時間の一部もしくは全部が深夜に行われる場合は日額 3,240円
衛生手当(1)	一般行政職・看護保健職	伝染病患者の収容、住宅等の消毒		6 千円	日額 300円
衛生手当(2)	保育職・技能労務職	保育園又は子育て子育ち総合支援館において感染症の予防又はまん延防止のための消毒作業等に従事した場合		54,477 千円	日額 500円
衛生手当(3)	一般行政職・消防職	行旅病人の収容		9 千円	1件 500円
		行旅死亡人の収容		1,232 千円	1件 2,000円
衛生手当(4)	一般行政職・技能労務職	し尿の収集運搬作業に従事		914 千円	日額 800円
衛生手当(5)	一般行政職・技能労務職	ごみの収集運搬作業に従事		22,941 千円	日額 800円
衛生手当(6)	一般行政職	衛生プラントの業務		365 千円	日額 400円
衛生手当(7)	一般行政職	クリーンセンターの業務		1,284 千円	日額 300円
衛生手当(8)	一般行政職・消防職	交代制勤務における深夜作業（2時間以上）		10,092 千円	1回 780円
		交代制勤務における深夜作業（2時間未満）		7,343 千円	1回 520円
衛生手当(9)	一般行政職・技能労務職	犬猫等の死体処理業務		383 千円	1件 150円
衛生手当(10)	一般行政職・技能労務職	公衆便所の清掃業務		162 千円	日額 500円
特殊手当(1)	一般行政職	福祉現業業務		865 千円	日額 150円
特殊手当(2)	一般行政職・消防職・労務職	大型バスの運転業務		5 千円	日額 150円
		マイクロバスの運転業務		5 千円	日額 120円
		特殊車両の運転業務		3,357 千円	日額 100円
特殊手当(3)	一般行政職	用地交渉業務		1 千円	日額 300円
特殊手当(4)	一般行政職・消防職・医療職・技能労務職	12月29日から1月3日までに勤務した場合		8,638 千円	1時間につき 800円
特殊手当(5)	技能労務職	職長、職長補佐の業務		588 千円	月額 7,000円
		作業主任の業務		2,232 千円	月額 6,000円
特殊手当(6)	一般行政職	建築主事の業務		0 千円	日額 250円

（５）時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	525,532 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	332 千円
支給実績（令和４年度決算）	590,746 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	361 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和○年度決算）」と同じ年度の4月１日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（６）その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	親族を扶養している職員に支給 子：1人につき 10,000円 16歳から22歳の子 1人につき 5,000円加算 その他：1人につき 6,500円※ ※行政職給料表8級の職員については3,500円、9級職員は支給なし	同じ		169,884 千円	231,450 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃額に応じて支給 最高支給額…28,000円	同じ		115,292 千円	255,636 円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額…55,000円 交通用具使用者 住宅から勤務場所までの経路距離に応じて支給 …2,100円～55,000円	異なる	距離区分及び支給額	164,326 千円	102,704 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により住居を移転し、単身で生活することを常況とする職員に支給 月額30,000円に職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて定められた額を加えた額	同じ		552 千円	552,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 職位職階に応じて定められた額	異なる	職位職階	217,897 千円	751,369 円
休日勤務手当	休日等において、正規の勤務時間中に勤務した場合に支給 1時間につき135/100	同じ		86,720 千円	170,373 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合に支給 1時間につき25/100	同じ		18,478 千円	81,044 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回 4,400円	同じ		94 千円	3,133 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に職位に応じて支給 …1回 7,000円～10,000円 管理職員が緊急の必要等により週休日等以外の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に職位に応じて支給 …1回 3,500円～5,000円	同じ		2,860 千円	19,067 円

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料			(参考)類似団体における最高／最低額	
	市長	1,072,000 円	1,137,000 円 ／	728,000 円
	副市長	894,000 円	925,000 円 ／	658,300 円
報酬	議長	646,000 円	758,000 円 ／	531,000 円
	副議長	584,000 円	708,000 円 ／	466,000 円
	議員	536,000 円	664,000 円 ／	439,000 円
期末手当	市長	（令和5年度支給割合）		
	副市長	3.40 月分		
	議長	（令和5年度支給割合）		
	副議長	3.40 月分		
	議員			
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額）	（支給時期）
	市長	給料月額 × 在職月数 × 41.85／100	21,534,336	任期毎
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 29.3／100	12,573,216	任期毎
	備考			

（注）退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　職員数の状況

（１）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数 令和5年	職員数 令和6年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	9	9	0	
		総務	280	271	△ 9	組織改正への対応、国勢調査実施体制準備
		税務	77	76	△ 1	
		民生	726	786	60	組織改正及び業務量増大への対応、保育提供体制確保
		衛生	221	222	1	
		労働	3	2	△ 1	
		農林水産	12	12	0	
		商工	16	18	2	組織改正への対応
		土木	143	149	6	組織改正への対応
		計	1,487	1,545	58	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 50.01 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 46.75 人)
	教育部門		100	102	2	組織改正及び業務量増大への対応
	消防部門		307	310	3	業務量増大への対応
	小計		1,894	1,957	63	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 63.35 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.58 人)
公営企業等会計部門	病院		931	933	2	医療提供体制充実
	水道		40	44	4	業務量増大への対応
	下水道		52	52	0	
	その他		63	62	△ 1	
	小計		1,086	1,091	5	
合計			2,980 [2,922]	3,048 [2,979]	68 [57]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数 98.66 人

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

（２）年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

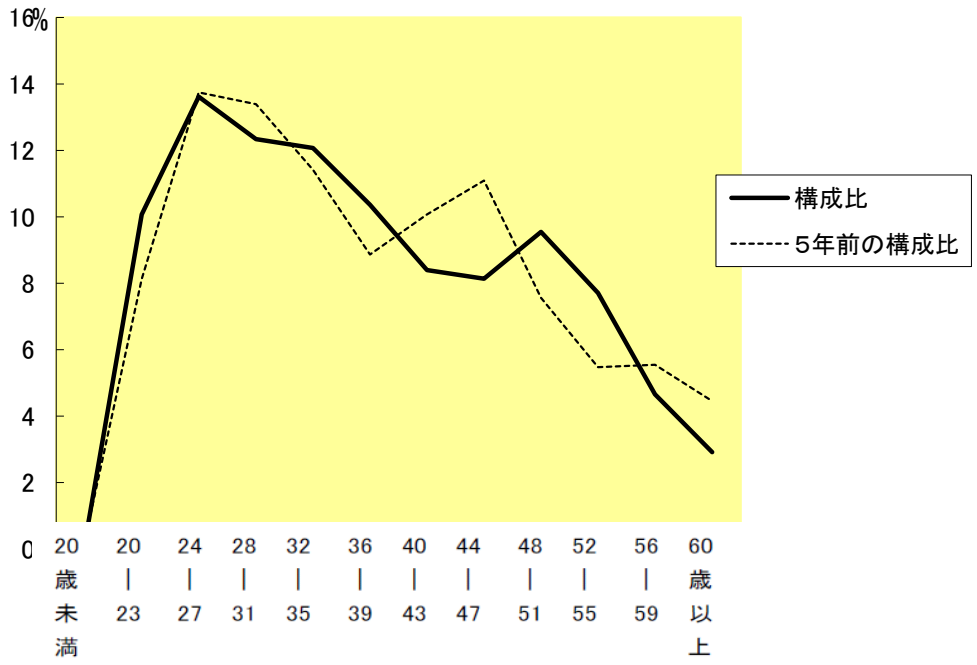

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 5	人 307	人 415	人 376	人 368	人 316	人 256	人 248	人 291	人 235	人 142	人 89	人 3,048

（３）職員数の推移

（単位　：　人・%）

年　度 部門別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	1,420	1,440	1,455	1,458	1,487	1,545	125　(8.8%)
教　育	95	99	98	97	100	102	7　(7.4%)
消　防	310	309	309	307	307	310	0　(0.0%)
普通会計計	1,825	1,848	1,862	1,862	1,894	1,957	132　(7.2%)
公営企業等会計計	1,005	1,015	1,078	1,087	1,086	1,091	86　(8.6%)
総合計	2,830	2,863	2,940	2,949	2,980	3,048	218　(7.7%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7　公営企業職員の状況

（1）病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区　分	総　費　用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 20,253,047	千円 △388,136	千円 9,891,482	% 48.84	% 50.15

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
令和5年度	人 905	千円 3,392,790	千円 2,079,611	千円 1,418,555	千円 6,890,956	千円 7,614

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 7,252

（注）1　職員手当には退職給与金を含まない。
　　2　職員数については、令和６年３月31日現在の人数である。
　　3　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分		平均年齢	基本給	平均月収額
春日井市病院事業	医師	40.5　歳	584,243　円	1,190,242　円
	看護師	36.2　歳	321,931　円	525,806　円
	事務職員	37.0　歳	345,590　円	602,212　円
市町村平均	医師	43.4　歳	567,868　円	1,407,938　円
	看護師	41.3　歳	303,695　円	498,220　円
	事務職員	46.4　歳	323,562　円	507,447　円

（注）1　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
　　2　平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当･勤勉手当

春日井市病院事業	春日井市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,566　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,505　千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ･役職加算　5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ･役職加算　5%～20%

（注）(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和6年4月1日現在）

春日井市病院事業			春日井市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置　2%～20%加算			定年前早期退職特例措置　2%～20%加算		
1人当たり平均支給額　1,089 千円		18,020 千円	1人当たり平均支給額　1,612 千円		14,190 千円

（注）1　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　2　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		292,964 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		331,157 円
支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
6 %	885 人	6 %

エ　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	912,019 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	1,039,930 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	95.6 %
手当の種類（手当数）	6

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
診療手当	医師、歯科医師職・薬剤師・医療技術職・看護保健職	市民病院勤務者		786,897 千円	診療収入月額の100分の7に相当する額以内
診療手当の内訳（1）	医師、歯科医師職	医師			月額 39,000円以内
	薬剤師	薬剤師			月額 8,000円以内
	看護保健職	看護師			月額 4,200円以内
	医療技術職	診療放射線技師			月額 3,000円以内
	医療技術職	臨床検査技師等			月額 2,400円以内
診療手当の内訳（2）	看護保健職・医療技術職・薬剤師	看護師等の深夜勤務（4時間以上）			1回 3,550円
		看護師等の深夜勤務（2～4時間未満）			1回 3,100円
		看護師等の深夜業務（2時間未満）			1回 2,150円
		看護師等の深夜業務（深夜の全部を含む勤務）			1回 7,300円
特殊手当（4）	看護保健職	病院において看護業務に従事した場合		72,604 千円	給料月額に100分の4を乗じて得た額
特殊手当（5）	医師・歯科医師職・薬剤師・医療技術職・看護保健職・行政職	12月29日から1月3日までに勤務した場合		9,830 千円	1時間につき800円
危険手当（1）	医師、歯科医師職・薬剤師・医療技術職・看護保健職	正規の勤務時間外における災害警戒本部又は災害対策業務	屋外での作業を含む業務	千円	日額 1,080円 勤務時間の一部もしくは全部が深夜に行われる場合は日額1,620円
			上記以外の業務	千円	日額 710円 勤務時間の一部もしくは全部が深夜に行われる場合は日額1,065円
		市の区域外における災害対策業務		213 千円	日額 2,160円 勤務時間の一部もしくは全部が深夜に行われる場合は日額3,240円

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	391,304　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	461,621　円
支給実績（令和４年度決算）	226,284　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	268,812　円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和○年度決算）」と同じ年度の4月１日現在の総職員数（制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間職員を含む。

カ　その他の手当（令和6年4月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	親族を扶養している職員に支給 子：1人につき 10,000円 16歳から22歳の子 1人につき 5,000円加算 その他：1人につき 6,500円※ ※行政職給料表8級の職員については3,500円、9級職員は支給無	同じ		73,041　千円	264,880　円
住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃額に応じて支給 最高支給額…28,000円	同じ		72,234　千円	326,112　円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額…55,000円 交通用具使用者 住宅から勤務場所までの経路距離に応じて支給 …2,100円～55,000円	同じ		86,136　千円	122,541　円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 職位職階に応じて定められた額	同じ		109,537　千円	952,493　円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合に支給 1時間につき25/100	同じ		82,222　千円	137,496　円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回　4,400円	同じ		28,152　千円	639,818　円

（２）水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区　分	総　費　用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 5,119,111	千円 302,626	千円 227,864	% 4.5	% 4.1

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費116,967千円を含まない。

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
令和5年度	人 40	千円 147,025	千円 48,047	千円 38,567	千円 233,639	千円 5,841

(参考)市町村平均一人当たり給与費
千円 6,118

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数については、令和６年３月31日現在の人数である。
　　３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
春日井市水道事業	37.6　歳	330,654　円	518,368　円
市 町 村 平 均	45.8　歳	337,221　円	508,691　円

（注）１　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
　　２　平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当･勤勉手当

春日井市水道事業	春日井市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 964　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,505　千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ･役職加算　5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ･役職加算　5%～20%

（注）(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

春日井市水道事業			春日井市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定･定年	(支給率)	自己都合	応募認定･定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	2%～20%加算		定年前早期退職特例措置	2%～20%加算	
1人当たり平均支給額	848　千円	2,462　千円	1人当たり平均支給額	1,612　千円	14,190　千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	9,508　千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	237,700　円	
支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
6　%	40　人	6　%

エ　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	489　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	14,818　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	82.5　%
手当の種類（手当数）	10

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
業務手当	水道料金の徴収に従事した者	料金徴収		1 千円	日額 300円
危険手当（1）	有害物質等の取扱いに従事した者	有害物質、危険物、高圧ガス、高圧電気の取扱い		120 千円	日額 150円
危険手当（2）	道路上現場作業に従事した者	交通を遮断しない道路上の現場作業		158 千円	日額 240円
特殊手当（1）	特殊車両の運転整備に従事した者	特殊車両の運転整備		千円	日額 100円
特殊手当（2）	用地交渉に従事した者	時間外の用地取得交渉		千円	日額 300円
特殊手当（3）	年末年始に勤務した者	12月29日から1月3日までの勤務		21 千円	1時間につき 800円
危険手当（1）	災害対応業務に従事した者	正規の勤務時間外における災害警戒本部又は災害対策業務	屋外での作業を含む業務	千円	日額　1,080円 勤務時間の一部もしくは全部が深夜に行われる場合は日額　1,620円
			上記以外の業務	千円	日額　710円 勤務時間の一部もしくは全部が深夜に行われる場合は日額　1,065円
		市の区域外における災害対策業務	1,533 千円	188 千円	日額　2,160円 勤務時間の一部もしくは全部が深夜に行われる場合は日額　3,240円
衛生手当（1）	一般行政職・技能労務職	ごみの収集運搬作業に従事		1 千円	日額　800円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	20,756 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	519 千円
支給実績（令和４年度決算）	17,663 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	442 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	親族を扶養している職員に支給 子：1人につき 10,000円 16歳から22歳の子 1人につき 5,000円加算 その他：1人につき 6,500円※ ※行政職給料表8級の職員については3,500円、9級職員は支給無	同じ		5,666 千円	269,810 円
住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃額に応じて支給 最高支給額…28,000円	同じ		1,560 千円	260,000 円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額…55,000円 交通用具使用者 住宅から勤務場所までの経路距離に応じて支給 …2,100円～55,000円	同じ		4,126 千円	114,611 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 職位職階に応じて定められた額	同じ		5,778 千円	825,429 円

（３）下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区　分	総　費　用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 6,746,721	千円 1,653	千円 238,554	% 3.5	% 4.3

（注）資本勘定支弁職員に係る職員給与費184,787千円を含まない。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
令和5年度	人 50	千円 194,330	千円 60,387	千円 87,150	千円 341,867	千円 6,837

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 6,023

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　２　職員数については、令和６年３月31日現在の人数である。
　　３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
春日井市下水道事業	38.7　歳	344,736　円	535,361　円
市町村平均	44.5　歳	334,536　円	501,579　円

（注）１　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
　　２　平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当･勤勉手当

春日井市下水道事業	春日井市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,743　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,505　千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分　(　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分　(　0.975　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ･役職加算　5%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ･役職加算　5%～20%

（注）(　)内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

春日井市下水道事業			春日井市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定･定年	(支給率)	自己都合	応募認定･定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置	2%～20%加算		定年前早期退職特例措置	2%～20%加算	
1人当たり平均支給額	960　千円	－　千円	1人当たり平均支給額	1,612　千円	14,190　千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。
　　２　「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ　地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		12,669　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		253,380　円
支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
6　％	50　人	6　％

エ　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	1,450　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	24,584　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	76.0　％
手当の種類（手当数）	11

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
業務手当	水道料金の徴収に従事した者	料金徴収		18 千円	日額 300円
危険手当（1）	有害物質等の取扱いに従事した者	有害物質、危険物、高圧ガス、高圧電気の取扱い		93 千円	日額 150円
危険手当（2）	高所作業、深所作業に従事した者	高所作業、深所作業に従事		3 千円	日額 150円
危険手当（3）	道路上現場作業に従事した者	交通を遮断しない道路上の現場作業		16 千円	日額 240円
衛生手当	浄化センターにおいて業務に従事した者	浄化センターの業務		1,241 千円	日額 300円
特殊手当（1）	特殊車両の運転整備に従事した者	特殊車両の運転整備		千円	日額 100円
特殊手当（2）	用地交渉に従事した者	時間外の用地取得交渉		千円	日額 300円
特殊手当（3）	年末年始に勤務した者	12月29日から1月3日までの勤務		千円	1時間につき 800円
危険手当（1）	災害対応業務に従事した者	正規の勤務時間外における災害警戒本部又は災害対策業務	屋外での作業を含む業務	千円	日額　1,080円 勤務時間の一部もしくは全部が深夜に行われる場合は日額　1,620円
			上記以外の業務	千円	日額　710円 勤務時間の一部もしくは全部が深夜に行われる場合は日額　1,065円
		市の区域外における災害対策業務	1,533 千円	79 千円	日額　2,160円 勤務時間の一部もしくは全部が深夜に行われる場合は日額　3,240円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	15,109 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	398 千円
支給実績（令和４年度決算）	11,693 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	308 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）
扶養手当	親族を扶養している職員に支給 子：1人につき 10,000円 16歳から22歳の子 1人につき 5,000円加算 その他：1人につき 6,500円※ ※行政職給料表8級の職員については3,500円、9級職員は支給無	同じ		7,239 千円	233,520 円
住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃額に応じて支給 最高支給額…28,000円	同じ		5,580 千円	253,639 円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額…55,000円 交通用具使用者 住宅から勤務場所までの経路距離に応じて支給 …2,100円～55,000円	同じ		3,421 千円	74,380 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 職位職階に応じて定められた額	同じ		9,584 千円	798,642 円